

# 練馬東中学校 PTA 規約

## PTA 会則

### 第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、東京都練馬区立練馬東中学校 PTA と称し、事務所を校内に置く。

### 第 2 章 目 的

第 2 条 この会は家庭、学校及び地域社会における生徒の福祉を増進するために、次の事を行う。

1. 家庭と学校の連絡を密にし、健全な生徒の育成を図る。
2. 地域社会の教育的環境の整備を図る。
3. 成人教育を盛んにし、会員相互の教養の向上を図る。

### 第 3 章 方 針

第 3 条 この会は教育を本旨とする民主的団体として活動し、生徒の福祉を目的とする他の団体に協力することができる。

第 4 条 この会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けない。

第 5 条 この会は特定の政党や宗教にかたよることなく、又営利を目的とする行為を行わない。

第 6 条 この会は、学校の管理、運営及び教員の人事に干渉しない。

### 第 4 章 会 員

第 7 条 この会は、練馬東中学校に在籍する生徒の保護者と、この学校に勤務する教職員をもって会員とする。(役員選出については新入会員も含む)

第 8 条 会員は別に定めるところにより、この会の経費を負担する。

第 9 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

### 第 5 章 役員及び会計監査

第 10 条 この会の役員及び会計監査は次の通りとする。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 3 名 (内教員 1 名)
3. 書 記 3 名 (内教員 1 名)
4. 会 計 3 名 (内教員 1 名)
5. 会計監査 3 名 (内教員 1 名)

第 11 条 役員及び会計監査の選任は次の方法による。

会長、副会長、書記、会計、会計監査は、役員候補者指名委員会で、候補者を選出し、本人の同意を得て総会の承認を受ける。

第 12 条 役員及び会計監査の任期は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。但し、再任することができる。

## 第 6 章 役員及び会計監査の任務

- 第 13 条 役員及び会計監査の任務は、次の通りである。
1. 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
  3. 書記は、この会のすべての報告書、会議招集の事務を行い、会議の記録をとり、又会長の指示に従って本会の庶務を行う。
  4. 会計は、この会のすべての金銭の収入・支出を正確に記録し、総会において、会計監査を経て、決算報告をする。
  5. 会計監査は、この会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

## 第 7 章 会 議

- 第 14 条 この会には、総会、常置委員会及び臨時委員会がある。  
常置委員会は、実行委員会及び常任委員会とし、臨時委員会は役員候補者指名委員会等とする。  
役員候補者指名委員会の組織及び運営については、細則に定める。
- 第 15 条 総会は、会員の 5 分の 1 以上の出席をもって成立する。但し、委任状を含める。  
議決は、過半数の同意を必要とする。  
賛否同数の時は、議長が決める。
- 第 16 条 総会はこの会の最高の議決機関であって、全会員をもって組織し、会長がこれを招集する。  
総会には、定期総会と臨時総会がある。
1. 定期総会は毎年度 2 回とし、原則として 4 月、3 月に開く。
  2. 臨時総会は、実行委員会で必要と認められたとき、又は、会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的を示して要請があったときに開く。
- 第 17 条 総会は、次の事項を審議決定する。
1. 年間事業報告
  2. 決算の承認
  3. 役員及び会計監査の承認
  4. 事業計画
  5. 予算の決定
  6. その他実行委員会で必要と認めた事項
- 第 18 条 実行委員会は、この会の運営の中心となる機関であって、各常任委員会の連絡調整にあたり、会長、副会長、書記、会計、常任委員会正・副委員長をもって組織し、必要に応じて会長がこれを招集する。
- 第 19 条 実行委員会は、次の事項を審議決定する。
1. 総会から委任された事項の審議と実行
  2. 総会に提出する議案（予算案を含む）、報告書の作成
  3. 細則の決定
  4. その他緊急事項の審議と実行をする。
  5. 役員及び委員長に欠員を生じた場合にそれを補充する。

## 第 8 章 常任委員会

第 20 条 この会は、その目的を達成するために次の常任委員会を置く。

1. 学年委員会
2. 生活指導委員会
3. 広報委員会
3. 文化委員会

常任委員会の組織及び運営に関する事項は細則に定める。

## 第 9 章 会 計

第 21 条 この会の経費は、会費、事業収益及び自発的な寄付金をもってこれにあてる。

第 22 集 会員から 220 円×10 ケ月＝年間 2, 200 円の会費を集める。

第 23 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 24 条 会費の減免については細則に定める。

## 第 10 章 付 則

第 25 条 会則の変更は総会で行う。

第 26 条 この会の事務所には、会員名簿、会議録、会計簿、領収書その他重要な帳簿を備える。

第 27 条 この会の会則は、昭和 48 年 6 月 30 日より施行する。

## 記

- ・昭和 49 年 5 月 16 日より、第 5 章第 13 条 3（書記）2 名は 3 名に改正
- ・昭和 50 年 3 月 5 日より、第 5 章第 12 条（1 年限り）と（教員はこの限りではない）は削除
- ・昭和 50 年 3 月 5 日より、第 7 章第 16 条 1 は毎年度 1 回を 2 回とし 3 月は役員改選総会とする
- ・平成 4 年 3 月 13 日より、第 9 章第 22 条会費 150 円を 200 円とする
- ・平成 13 年 3 月 7 日より、第 9 章第 22 条会費 200 円×10 ケ月の会費を 220 円×10 ケ月＝年間 2, 200 円の会費とする

## 細 則

### 第 1 章 常任委員会の組織及び運営

第 1 条 各常任委員会の任務は次の通りとする。

(1) 学年委員会

学年・学級間の連絡を密にし、学年活動の円滑をはかるとともに会員相互の親睦と教育理解にあたる。

(2) 生活指導委員会

学校と協力して生徒の健全な育成をはかるため校外生活指導の計画を立案しその実施にあたる。

(3) 広報委員会

会員に対し、会の趣旨の徹底と会員相互の適格及び意見の交換に努めるための広報活動を行う。

(4) 文化委員会

生徒の教育によりよい関心と正しい認識を持つためすべての会員に相互研修の機会を与え、あわせて地域社会の生活環境をよくするために務める。

- 第2条 名常任委員会は各学級ごとに各常任委員1名並びに教職員若干名を選出して組織する。
- 第3条 各常任委員会は委員長1名、副委員長1名をおく。
- 第4条 委員長、副委員長は委員の中から互選する。
- 第5条 委員長はその常任委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときはこれに代わる。
- 第6条 委員会は委員長、副委員長、委員をもって組織し、必要に応じて委員長が招集してその議長となる。
- 第7条 名常任委員会は、それぞれの会の運営にあたり、必要な事項を実行委員会に提案し、又実行委員会より委任された事項を審議する。
- 第8条 各常任委員会は次の帳簿を備える。  
会議簿・会計簿

## 第2章 役員及び会計監査候補者指名委員会の組織及び運営

- 第9条 役員及び会計監査候補者指名委員会は10名からなる指名委員によって構成される。
- 第10条 役員及び会計監査指名委員は次の方法によって連出する。  
(1) 教職員の中から互選により、2名の指名委員を選出する。  
(2) 実行委員の中から3名、各学年委員会から各1名、互選により選出する。
- 第11条 指名委員会は、委員長、副委員長各1名を互選して、この会を運営する。
- 第12条 指名委員会は、新役員及び新会計監査の承認後解散する。

## 第3章 会費の減免

- 第13条 会長は、規約第24条により、以下の場合には、実行委員会にはかり、会費の減免をすることができる。  
(1) 会員から減免の申請があり、適当と認められたとき。  
(2) 会員が不慮の災害にあい、会費を減免することが適当と認められたとき。

### 慶弔及び見舞の内規

- (1) 会員死亡の場合 5000円をおくる。
- (2) 生徒死亡の場合 5000円をおくる。
- (3) 教職員死亡の場合 5000円と花環をおくる。
- (4) 上記以外の場合は、役員がきめ、実行委員会に報告する。
- (5) 教職員家族の死亡の場合は、次のようにする。  
配偶者の場合は、5000円をおくる。  
父母、子女の場合は、3000円をおくる。
- (6) その他の職員は上記に準じて役員が決め、実行委員会に報告する。
- (7) 教職員の祝い金については下記のようにする。  
結婚 5000円  
出産 5000円
- (8) 教職員の転退職の場合は1,000円×勤続年数をおくる。  
特別の場合については、役員が決め、実行委員会に報告する。